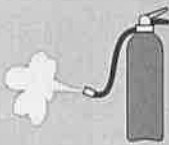

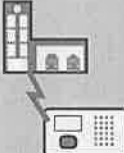




社会福祉施設等の主な消防用設備等

	(6)項ロ (自力避難困難者入所福祉施設等)	(6)項ハ (老人福祉施設、児童養護施設等)										
消火器 	すべて設置	150㎡以上設置										
自動火災報知設備 	すべて設置 <small>300㎡未満（特定一層建物の防火区画を除く）の施設は、設置義務が「特定小規模建築物の防火区画等」を定めることとなる。</small>	<table border="1"> <tr> <td>入居・宿泊させるもの</td> <td>入居・宿泊させるもの以外</td> </tr> <tr> <td>すべて設置</td> <td>300㎡以上設置</td> </tr> </table> <small>※平成26年12月27日の消防法令改正により、平成27年4月1日から施行されている。</small>	入居・宿泊させるもの	入居・宿泊させるもの以外	すべて設置	300㎡以上設置						
入居・宿泊させるもの	入居・宿泊させるもの以外											
すべて設置	300㎡以上設置											
火災通報装置 	すべて設置（自動火災報知設備と連動して起動） <small>※平成25年12月27日の消防法令改正により、平成27年4月1日から施行されている。</small>	500㎡以上設置										
スプリンクラー設備 	すべて設置（一部施設は延べ面積275㎡以上設置） <small>※平成25年12月27日の消防法令改正により、平成27年4月1日から施行されている。</small>	6,000㎡以上設置										
屋内消火栓設備  <small>中層内消火栓設備は、スプリンクラー設備の有効範囲内の部分は設置しないこととなる。</small>	<table border="1"> <tr> <td>700㎡以上設置</td> <td> 耐火構造 + 内装制煙したもの 又は 耐火構造 + 内装制煙したもの </td> <td>700㎡以上設置</td> </tr> <tr> <td>延べ面積1,000㎡以上設置</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	700㎡以上設置	耐火構造 + 内装制煙したもの 又は 耐火構造 + 内装制煙したもの	700㎡以上設置	延べ面積1,000㎡以上設置			<table border="1"> <tr> <td>左記①の場合</td> <td>左記②の場合</td> </tr> <tr> <td>延べ面積1,400㎡以上設置</td> <td>延べ面積2,100㎡以上設置</td> </tr> </table>	左記①の場合	左記②の場合	延べ面積1,400㎡以上設置	延べ面積2,100㎡以上設置
700㎡以上設置	耐火構造 + 内装制煙したもの 又は 耐火構造 + 内装制煙したもの	700㎡以上設置										
延べ面積1,000㎡以上設置												
左記①の場合	左記②の場合											
延べ面積1,400㎡以上設置	延べ面積2,100㎡以上設置											

構造・階数等によって設置基準が異なる場合があります。
設置に関わる具体的な事柄は、お近くの消防機関に相談してください。

お問い合わせ先

一般財団法人
日本消防設備安全センター
違反是正支援センター

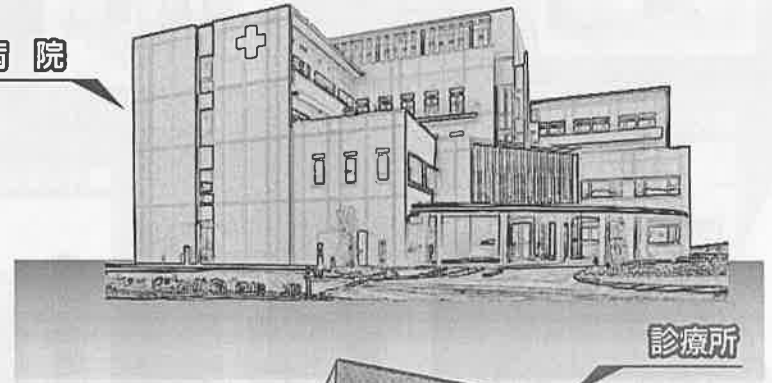
<http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/>

医療施設・社会福祉施設等の 消防用設備等設置基準早見表

医療施設等

消防法施行令別表第一(6)項イ

病院



診療所



助産所



社会福祉施設等

消防法施行令別表第一(6)項ロ
及び 消防法施行令別表第一(6)項ハ

自力避難困難者入所福祉施設等
老人福祉施設、児童養護施設等



消防用設備等設置に関する消防法令の改正

【改正概要】

- 平成25年に相次いで発生した火災を受け、消防用設備等の設置及び維持に関する技術上の基準等の整備が行われました。
- 消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について（平成25年12月27日消防令第492号）
- 消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について（平成26年10月16日消防令第412号）

もしもの火災! 対応行動を頭に入れておきましょう。

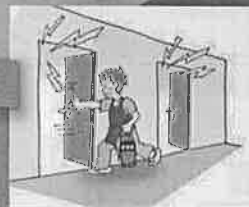
火災発生時の行動

■火災ではなかった場合



火災が発生していなくても、湯沸や故障などにより、自動火災報知設備等が騒動することがあります。このようなことが頻く場合には、設備業者等に相談してみましょう。

■火災場所の確認



火災の疑いのある部屋に駆け付けます。このときには、消火器を携行します。

■火災室からの避難



火災室に自力で避難できない方がいる場合には、適切な介助により、一時的に火災室の外の安全な場所まで避難させましょう。

■初期消火および戸の閉鎖



火災室に逃げ遅れ者がいないことを確認し、消火器などを使って消火をします。なお、逃げ遅れにまで届いているなど消火が困難な場合には、避難を優先します。



火災室を離れるときには、火災を拡大させないよう、ドアや引き戸を閉鎖することが大切です。

■火災覚知



火災を覚知したら(自動火災報知設備等が騒動したら)、素早く行動を起こします。

■消防隊への情報提供



消防隊が到着したら、逃げ遅れ者やケガ人の有無など必要な情報を伝えます。

■火災室以外にいる者の建物外等への避難



火災の発生を呼びながら、逃げ遅れ者の有無を確認していきます。自力避難できない方などは、適切な介助を行います。



火事です!
避難してください!

■火災室にいた自力避難困難者の建物外までの避難介助



一時的に火災室の外に避難した方を、建物の外の安全な場所まで避難させます。

■消防機関への通報



消防機関へ119番をして、必要事項を速やかに伝えます(又は火災通報装置を起動します)。通報に関しては、この流れにとらわれることなく、できるだけ早いタイミングで行ってください。

万が一の備え 消防訓練を実施しましょう。

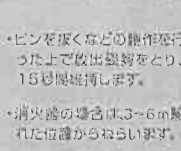
消防訓練にあたって

訓練実施の事前準備など

- 訓練中にケガをしないよう、心がけましょう。
- 訓練は、避難が最も困難な状況を設定します。
- 利用者が訓練に参加できないときは、職員が代役となるか、人形で代用しましょう。
- 近所に、非常時に協力してくれる方がいる場合は、一緒に訓練を行うと良いでしょう。
- 自力で避難できない方がいる場合は、介助方法を事前に理解しておきましょう。
- 訓練実施後は、良かった点や反省点を確認して、次回に活かしましょう。

■実際に避難介助や初期消火・通報行動を短時間に行う訓練をしてみましょう

▼通報訓練



- ・ピンを抜くなどの操作を行った上で放出装置をとり、15秒間維持します。
- ・消火器の場合は、3~6m離れた位置からおねらいます。

●119番受付員役

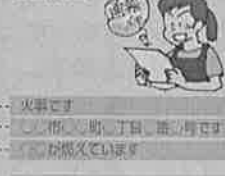


火事ですが、救急ですか? 火事です
場所はどこですか? 〇〇街〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号です
何が燃えていますか? 〇〇が燃えています

あなたの名前と、今かけられている電話番号を教えてください

実際に火災が発生したときには、煙が濃く、逃げ遅れやすくなる場合があります。あつても一方列に誘導を促す必要があります。避難もかかりますので、緊急時に助けを求めたいことを伝えておきましょう。ただし、通報している最中に火が拡大するなどの危険が迫っている場合は、すぐに避難しましょう。

●通報者役



私の名前は〇〇〇です
電話番号は〇〇〇〇〇〇〇〇です

自己チェックのポイント

- 訓練はケガなく、実施できましたか。
- 自動火災報知設備の作動音を受けた適切な対応が理解できましたか。
- 各部屋を確認し、火災場所の確認ができましたか。
- 火災場所の確認時には、消火器を携行しましたか。
- 消火器の使い方はわかりましたか。
- 適切に119番通報できましたか(又は火災通報装置の取扱いが理解できましたか)。
- 自力で避難できない方を適切に介助できましたか。
- 火災室を離れるときは、入り口のドアや引き戸を閉鎖しましたか。
- 逃げ遅れ者の有無を確認しましたか。
- 消防隊へ必要な情報を適切に伝えることができましたか。
- 近隣協力者との連携がうまくできましたか。

その他、気付いたことなどを皆さんで話し合いながら、万が一の火災に備えましょう!